



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 安藤・間 (呼称:安藤ハザマ)
代 表 者 名 代表取締役社長 野村 俊明
(コード番号 1719 東証第 1 部)
問 合 せ 先 CSR 推進部長 北川 智紀
(TEL. 03 - 6234 - 3606)

当社取締役および執行役員に対する業績連動型株式報酬制度の導入について (詳細決定)

当社は、平成 28 年 1 月 26 日開催の取締役会において、当社取締役および執行役員へのインセンティブプランとして、株式報酬制度 (以下「本制度」という。) を導入することを決議いたしました。本日開催の取締役会において、下記のとおり本制度に関する議案を本年 6 月 29 日開催予定の平成 28 年 3 月期定時株主総会 (以下「本株主総会」という。) に付議することを決議するとともに、本制度の詳細を決議しましたので、お知らせいたします。

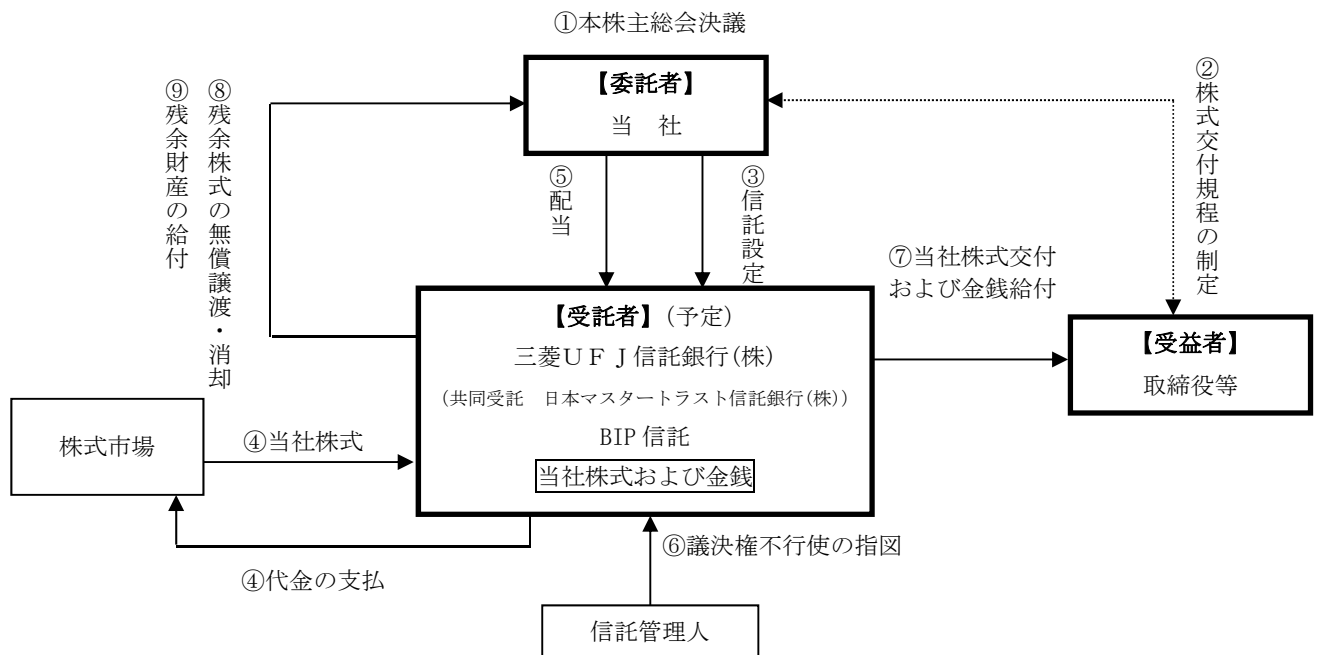
記

1. 本制度の目的

- (1) 当社は、当社取締役および執行役員 (社外取締役および国内非居住者を除く。以下併せて「取締役等」という。) を対象に、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性および客観性の高い報酬制度として、本制度を導入します^(※)。
- (2) 取締役等に対する本制度の導入は、本株主総会において役員報酬の承認決議を得ることを条件とします。
- (3) 本制度を導入するにあたり、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託 (以下「BIP 信託」という。) と称される仕組みを採用する予定です。BIP 信託とは、米国の業績連動型の株式報酬 (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度を参考にした役員に対するインセンティブプランであり、役位および業績目標の達成度等に応じて取締役等に BIP 信託により取得した当社株式およびその換価処分金相当額の金銭 (以下「当社株式等」という。) を交付および給付 (以下「交付等」という。) するものです。

(※) 本制度の導入により、当社取締役等の報酬は、「基本報酬」および「株式報酬」により構成されることとなります。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬については、従前どおり、「基本報酬」により構成されます。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、本制度の導入に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ② 当社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を受託者に信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の株式と同様に扱われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における役位および業績達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、その退任時に、当該取締役等に付与されたポイント数の一定割合に相当する株数の当社株式が交付され、残りのポイント数に相当する株数の当社株式については、信託契約の締結に従い、本信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑧ 信託期間中における業績目標の未達成等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から委託者に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定となっております。

(注) 当社は、本株主総会で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、自社株式の取得資金として追加で金銭を信託し、本制度を継続する可能性があります。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 29 年 3 月 31 日で終了する事業年度から平成 31 年 3 月 31 日で終了する事業年度までの 3 事業年度（以下「対象期間」という。）※を対象として、各事業年度の役位および業績目標の達成度等に応じた当社株式等を役員報酬として交付等を行う制度です。

※信託期間の延長が行われた場合（下記(6)参照。）には、以降の各 3 事業年度をそれぞれ対象期間とします。

(2) 本制度の導入にかかる株主総会決議

本株主総会において、当社株式の取得のための本信託への拠出金額の上限および取得株式数の上限その他必要な事項を決議し、本株主総会で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。なお、信託期間の延長を行う場合（下記(6)参照。）は、本株主総会で承認を受けた範囲内で、信託期間の満了時において信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことを取締役会の決議によって決定します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等には、その退任後に、受益者要件を満たしていることを条件として、所定の受益者確定手続を経た上で、退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時）の累積ポイント数（下記(5)参照。）に応じた数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

受益者要件は以下のとおりです。

- ①対象期間中に当社の取締役等として在任していること（対象期間中に新たに取締役等になった者を含む。）
- ②取締役等を退任していること※
- ③正当な理由に基づき取締役等を解任されたり、取締役会による辞任勧告に従い辞任したりした者でないこと
- ④下記(5)に定める累積ポイント数が決定されていること
- ⑤その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、信託期間の延長が行われ（下記(6)参照。）、延長後の信託期間の満了時においても、本制度の対象者が取締役等として在任しているときには、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式等の交付等が行われます。

(4) 本信託に拠出される信託金上限額

対象期間ごとに当社が本信託に拠出できる信託金の金額は 250 百万円※を上限（以下「信託金上限額」という。）とします。

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

(5) 取締役等に交付等が行われる当社株式等の算定方法および上限

取締役等には、信託期間中の毎年一定の時期に、役位および同年 3 月 31 日で終了する事業年度における売上高、営業利益等の業績目標の達成度等に応じてポイントが付与されます。

各取締役等の退任時（当該取締役等が死亡した場合は死亡時。）に、ポイントの累積値（以下「累積ポイント数」という。）を算定し、累積ポイント数に応じて 1 ポイントにつき 1 株の当社株式等の交付等が行われます。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数を調整します。

対象期間ごとに本信託が取得する当社株式数の上限（以下「取得株式数上限」という。）は、54 万株（1 年あたり 18 万株）とします。この取得株式数上限は、上記(4)の信託金上限額を踏まえて、直近の株価等を参考に設定しています。

(6) 信託期間

信託期間は、平成 28 年 8 月 8 日（予定）から平成 31 年 9 月末日（予定）までの約 3 年間とします。

なお、信託期間の満了時において、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託を継続することがあり得ます。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は、延長された信託期間ごとに、信託金上限額の範囲内で追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。

ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で交付等が未了であるものを除く。以下「残存株式」という。）および金銭（以下、残存株式と併せて「残存株式等」という。）があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は信託金上限額の範囲内とし、残存株式と本信託が追加取得する株式数の合計は取得株式数上限の範囲内とします。

また、信託期間の終了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数の付与は行われませんが、当該取締役等に対する当社株式等の交付等が完了するまで、一定の期間を定めた上で、本信託の信託期間を延長させることがあります。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、信託金上限額および取得株式数上限の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、取締役等の増員等により、本信託内の株式数が信託期間中に取締役等に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合には、信託金上限額および取得株式数上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託し、当社株式を追加取得することがあります。

(8) 取締役等に対する当社株式等の交付等の方法および時期

受益者要件を満たす取締役等が退任した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時まで付与されていた累積ポイント数に相当する数の当社株式等について本信託から交付等が行われます。

このとき、当該取締役等は、累積ポイント数の 50%（単元未満株式は切り捨て。）の当社株式について交付を受け、残りについては本信託内で換価した上で、換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

なお、信託期間中に取締役等が死亡した場合、原則としてその時点における累積ポイント数に応じた当社株式について、本信託内で換価した上で、当該取締役等の相続人が、その換価処分相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(8)により取締役等へ交付等が行われる前の当社株式。）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配の取扱い

本信託内の当社株式にかかる剰余金の分配は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。信託報酬および信託費用に充てられた後、信託終了時に剰余が生じた場合には、当社および取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。なお、本信託を継続利用する場合には、当該剰余資金は株式取得資金として活用されます。

(11) 信託期間満了時の残余株式の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間の満了時に残余株式が生じた場合は、信託契約の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了させる場合には、株主還元策として、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 取締役等に対するインセンティブの付与 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社
（共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| ⑤受益者 | 取締役等のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| ⑦信託契約日 | 平成28年8月8日（予定） |
| ⑧当初信託期間 | 平成28年8月8日（予定）～平成31年9月末日（予定） |
| ⑨制度開始日 | 平成28年9月1日（予定） |
| ⑩議決権行使 | 議決権は行使しないものとします。 |
| ⑪取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑫信託金上限額 | 250百万円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。） |
| ⑬株式の取得時期 | 平成28年8月9日（予定）～平成28年8月31日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|--|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上